

決 定 書

異議申出人 木下 文宣

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から提起された令和7年4月27日執行の上天草市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、上天草市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の趣旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において、投票用紙の再点検を求め、最下位当選者の当選を無効とするとの決定を求める。

2 異議申出の理由

最下位当選者の有効投票の中に無効投票はないか、全ての無効投票の中に申出人の有効投票はないかなどの疑問を感じるので本件異議申出を行う。

決定の理由

1 異議申出の経緯等

当委員会は、本件異議の申出を適法なものと認めてこれを受理し、申出人の主張を厳正かつ慎重に審理を行った。

当委員会は、最下位当選者である高橋健候補（以下「高橋候補」という。）と次点者である申出人の木下文宣候補（以下「木下候補」という。）の得票差が1票と僅差であったため、申出人の求めのとおり、高橋候補の有効投票647票及び全ての無効投票165票と、当委員会が職権で必要と判断した木下候補の有効投票646票の計1,458票の開披点検を行った。

開披点検は、令和7年5月30日、上天草市役所大矢野庁舎書庫棟2階会議室において、申出人の代理人及び高橋候補の立会いのもと実施し、投票用紙の梱包及び封印に異常はないことを確認した上で、全候補者の票束とその投票決定箋に記載されている票数を集計し、選挙録と照合した結果、選挙録の記載と一致することを確認した。

その上で、高橋候補及び木下候補の有効投票及び全無効投票について、1票ずつ点検を行い、投票の効力について検討の必要があると思われるものを抽出した。

2 開披点検における抽出票

開披点検の結果、開披点検の対象とした投票から投票の効力について検討の必要があると思われるものを次のとおり抽出した。

- （1）高橋候補の有効投票から抽出したもの 5票
- （2）木下候補の有効投票から抽出したもの 18票

(3) 無効投票から抽出したもの	2 票
計	2 5 票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

3 当委員会の判断

(1) 当委員会が投票の効力を決定するに当たっては、次の法律及び判例に示された考え方を参考にした。

ア 公職選挙法の規定

公職選挙法第67条は、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定している。これは、投票の記載が拙劣、不明確又は不正確であっても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、できるだけ投票を有効としなければならないという趣旨の規定である。

次に、公職選挙法第68条第1項は「選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。」とし、同項第2号に「公職の候補者でない者（中略）の氏名を記載したもの」、同項第4号に「1投票中に2人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの」、同項第6号に「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定している。

イ 判例

(ア) 「選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき。」(昭和31年2月3日最高裁判決)

(イ) 「他事記載の投票を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何びとであるかを推知させる機縁をつくり秘密投票制の維持を危うくするのを防止するために、そのような記載を抑制することにあるのであるから、投票用紙に候補者の氏名以外の記載があっても、それが選挙人の不注意から生じた書き損じ等の記載であって投票の秘密を犯す恐れがないと認められるものは他事記載に当たらず有効投票と解すべきである。」(平成9年2月28日福岡高裁判決)

(ウ) 「「田中とみぞう・たなかとみぞう」と同一氏名を2重に書いたもので、2名連記したものではないから、この点に関する原告らの主張は理由がない。」(昭和32年4月30日仙台高裁判決) ※同一人の氏名を重複記載した投票が有効投票と判断された事例

(エ) 「「ちゃん」、「様」は、いずれも法が定めた例外である「敬称」の類に当たるものと解すべきである。」(平成19年11月22日仙台高裁判決)

(2) 抽出票に対する判断

上記(1)の考え方に従って、次のとおり判断した。

ア 高橋候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

(ア) 別表1(1)については、「、たかほしけん」と記載された投票であるが、候補者氏名欄左上の「、」は、書き始めに不用意に付されたものと認めるのが相当であり、他事記載に当たらない。

また、本件選挙において「たかほし」という氏又は名を有する候補者は存在せず、高橋候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しないことから「たかほし」の字音に類似性があるため、高橋候補に投票する意思をもって、「たかほしけん」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、高橋候補の有効投票であると判断した。

(イ) 別表１（２）については、「高橋たかし」と記載された投票であるが、本件選挙において「たかし」という氏又は名を有する候補者は存在しないが、これに類似する氏又は名を有する候補者は、「たかはし」を氏とする高橋候補と「たかみつ」を名とする井手口隆光候補のみである。これらを比較した場合「たかはし」の字音に最も類似性があるため、高橋候補へ投票する意思をもって、「高橋たかし」と誤記したものと認めるのが相当である。

また、判例等から、同一人についての重複記載は、公職選挙法第６８条第１項第４号に該当しないものと認められる。

以上により、高橋候補の有効投票であると判断した。

(ウ) 別表１（３）及び（４）については、「たかしけん」と記載された投票であるが、本件選挙において「たかし」という氏又は名を有する候補者は存在しないが、これに類似する氏又は名を有する候補者は、「たかはし」を氏とする高橋候補と「たかみつ」を名とする井手口隆光候補のみである。これらを比較した場合「たかはし」の字音に最も類似性があるため、高橋候補に投票する意思をもって、「たかしけん」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、高橋候補の有効投票であると判断した。

(エ) 別表１（５）については、「高橋けんちゃん」と記載された投票であるが、判例から「ちゃん」は敬称と認めるのが相当である。

以上により、高橋候補の有効投票であると判断した。

イ 木下候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

(ア) 別表２（１）から（４）までについては、「木下ふのり」又は「きのしたふのり」と記載された投票であるが、本件選挙において「ふのり」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下ふのり」又は「きのしたふのり」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

(イ) 別表２（５）及び（６）については、「木下ふみのぶ」と記載された投票であるが、本件選挙において「ふみのぶ」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下ふみのぶ」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

(ウ) 別表２（７）については、「木下ふみひろ」と記載された投票であるが、本件選挙において「ふみひろ」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下ふみひろ」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

(エ) 別表２（８）については、「木下ふみやす」と記載された投票であるが、本件選挙において「ふみやす」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下ふみやす」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (オ) 別表２（９）については、「木下ふみあき」と記載された投票であるが、本件選挙において「ふみあき」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下ふみあき」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (カ) 別表２（１０）及び（１１）については、「木下ひみのり」と記載された投票であるが、本件選挙において「ひみのり」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下ひみのり」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (キ) 別表２（１２）については、「木下みのり」と記載された投票であるが、本件選挙において「みのり」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下みのり」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (ク) 別表２（１３）については、「木下ふみの」と記載された投票であるが、本件選挙において「ふみの」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木下ふみの」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (ケ) 別表２（１４）については、「木山ふみのり」と記載された投票であるが、本件選挙において「木山」という氏又は名を有する候補者は存在せず、木下候補以外にこれに類似する氏又は名を有する候補者も存在しない。

このため、木下候補に投票する意思をもって、「木山ふみのり」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (コ) 別表２（１５）については、「木下ふみのり候補」と記載された投票であるが、「候補」は、市議会議員候補者としての木下候補の身分を記載しているものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (サ) 別表２（１６）については、「木下さん」と記載された投票であるが、「さん」は、敬称を記載しているものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (シ) 別表２（１７）については、「木下ふみのり、様」と記載された投票であるが、候補者氏名欄下部の「、」は、氏名の書き終わりに不用意に付されたものであり、他事記載に当たらず、「様」は、敬称を記載しているものと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- (ス) 別表２（１８）については、「、木下」と記載された投票であるが、候補者氏名欄左上の「、」は、書き始めに不用意に付されたものであり、他事記載に当たらないと認めるのが相当である。

以上により、木下候補の有効投票であると判断した。

- ウ 無効投票から抽出したものは、次のとおりである。

- (ア) 別表３（１）については、「高橋まさと」と記載された投票であるが、本件選挙では高橋候補と田中万里（まさと）候補がおり、いずれの氏名を記載したか判断し難く、２人の候補者の氏名を混記したものと認められる。

以上により、無効投票であると判断した。

- (イ) 別表３（２）については、「◎高橋けん」と記載された投票であるが、候補者氏名欄の右上の「◎」は、記載の状況から意図的に付されたものと認めるのが相当であるため、他事記載に該当する。

以上により、無効投票であると判断した。

この結果、高橋候補及び木下候補の有効投票の中には、無効とすべき投票は認められず、無効投票の中には、高橋候補及び木下候補に対する有効投票と認められるものはなかった。

4 結論

以上のとおり、本件選挙の申出人である木下候補の得票数（６４６票）は、最下位当選者である高橋候補の得票数（６４７票）を上回らないことから、選挙会が確定したとおり、高橋候補の当選は有効であり、本件異議申出には理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和７年６月５日

上天草市選挙管理委員会
委員長 澤 村 弘 史

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第２１５条の規定による告示の日から２１日以内に、文書で熊本県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

別表 1

番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
投 票	こうほしゃしめい 候補者氏名 たかほしけん	こうほしゃしめい 候補者氏名 高橋 たかし	こうほしゃしめい 候補者氏名 たか けん	こうほしゃしめい 候補者氏名 たか けん	こうほしゃしめい 候補者氏名 高橋 けん あき

別表 2

番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
投票票	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり
番号	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
投票票	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみひろ	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみやす	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみひろ	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみひろ	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみひろ	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみひろ
番号	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
投票票	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり候補	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下ふみのり	こうほしやしめい 候補者氏名 木下

別表 3

番号	(1)	(2)
投 票	こう ほんしや し めい 候補者氏名	こう ほんしや し めい 候補者氏名